

津市バス運行事業補助金交付要綱

平成 18 年 1 月 1 日訓第 180 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日訓第 17 号

平成 26 年 7 月 31 日訓第 63 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）第 20 条の規定に基づき、津市バス運行事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(交付の目的)

第 2 条 補助金の名称、目的、交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容、交付対象経費及び補助率又は金額並びに補助事業者の範囲は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(申請の取下げ)

第 3 条 規則第 7 条の規定により、申請を取り下げることができる期日は、補助金の交付申請をした者が、規則第 6 条の規定による決定の通知を受けた日から 10 日以内とする。

(実績の報告)

第 4 条 規則第 12 条に規定する補助事業の実績報告の提出期日は、補助事業の完了の日から 20 日以内とする。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお合併前の津市地方バス路線維持費補助金交付要綱（平成元年津市訓第 4 号）及び津市商工業振興等関係補助金交付要綱（昭和 46 年 4 月 1 日施行）の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日訓第 17 号）

- 1 この訓は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市バス運行事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後に実施する補助事業に係る補助金に適用し、同日前に実施する補助事業に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 7 月 31 日訓第 63 号）

この訓は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

補助金の名称	補助金の交付目的	補助事業の内容	交付対象経費	補助率又は金額	補助事業者の範囲
1 特定非営利活動法人等自主運行バス事業補助金	既存路線バスとの連携を保ちながら市民の交通手段の充実を図り、交通の利便性の確保に寄与する。	特定非営利活動法人自主運行バス事業（一定の受益者負担を求めるものに限る。）	事業運営費	交付対象経費の 1 0 0 分の 4 5 に相当する額（その額に 1 , 0 0 0 円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てた額とする。）	特定非営利活動法人及び市民団体
2 地域住民運営主体型コミュニティ交通事業補助金	路線バス及びコミュニティバスが運行されていない地域等において、地域住民が運営主体となつて行うコミュニティ交通を支援し、地域住民の福祉の向上に寄与する。	地域住民が運営主体となつて運行するコミュニティ交通事業（一定の受益者負担を求め、市長が公益上必要と認める事業に限る。）	運行委託に要する経費	交付対象経費から運賃収入その他の収入を差し引いた額の 1 0 0 分の 7 5 に相当する額（その額に 1 , 0 0 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とし、当該額が 1 0 0 万円を越えるときは 1 0 0 万円とする。）	地域住民が運営主体として組織する団体のうち、市長が適当と認める団体